

令和7年度 就学援助制度についてのお知らせ

長野市教育委員会

お子様の就学にあたって、経済的な理由により学用品費や給食費などのお支払いにお困りのご家庭に対して、費用の一部を援助します。

1 援助を受けられる方（次のいずれかに該当する方）

- (1) 市民税非課税世帯
- (2) 児童扶養手当受給世帯（注：児童手当・特別児童扶養手当ではありません）
- (3) 前年の所得額が所得基準額を下回る世帯（国の動向により基準額が変動する場合があります）

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
所得基準額	約163万円	約215万円	約254万円	約304万円	約343万円	約406万円
（参考） 収入目安額	約259万円	約334万円	約386万円	約447万円	約496万円	約575万円

ア 「所得額」とは、給与所得者の場合は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、事業所得者の場合は「収入額から必要経費を差し引いた金額」であり、いずれも同一世帯員の所得は合算します。なお、住民票上別世帯であっても同居をしている場合は、原則同一世帯とみなします。

※ 給与所得又は公的年金所得がある方については、所得額から10万円を差し引いた金額で審査します。

イ 所得額が所得基準額を下回っていても生活実態等により認定にならない場合があります。

(4) 災害・疾病・失業等により生計に著しい変化を生じ生活が困難であると認められる世帯

ア 疾病や失業等により、前年と比べ収入が著しく減少した場合は、直近の収入状況等を基に審査を行います。必要に応じて離職票や給与明細等（写し）の提出をお願いすることがありますので、ご承知おきください。

イ 災害等により、固定資産税や国民健康保険料等の減免を受けている場合も対象となることがあります。例）令和元年東日本台風災害等により被災し、被災住宅用地に係る固定資産税の特例減免を現に受けている。

※ 上記に該当する場合、就学援助申請書の申請理由欄で『3. その他経済的に困っている』に○をし、具体的な理由欄にその内容を記入してください。

2 受けられる援助費

	費目	支給予定時期・支給内容	
①	学用品費等 <u>定額</u>	8月・12月	8月：4～9月分、12月：10～3月分
②	学校給食費 <u>実費</u>	8月・12月・3月	保護者が負担する給食費実費
③	修学旅行費・校外活動費(宿泊あり) <u>実費(上限あり)</u>	8月又は12月又は3月	該当学年のみ対象 ※校外活動費(宿泊あり)は中学校のみ
④	小学校新入学学用品費 <u>定額</u>	8月	4月30日(水)までに申請した1年生のみ対象 ※小学校入学前に支給を受けた場合は対象外
⑤	中学校新入学学用品費 <u>定額</u>	3月(入学前支給)	3月時点で認定を受けている小学校6年生が対象
		8月(入学後支給)	4月30日(水)までに申請した1年生のみ対象 ※中学校入学前に支給を受けた場合は対象外
⑥	体育実技用具費 <u>実費</u>	3月	小学校：スキー・スケート用具レンタル費 中学校：授業で使用する柔道・剣道用具購入費
⑦	オンライン学習通信費 <u>定額</u>	8月・12月	8月：4～9月分、12月：10～3月分
⑧	通学費 <u>実費</u>	通学距離が一定以上の場合のみ対象（他の通学費助成を受けている場合を除く）	

裏面もご覧ください

- ア 国立・県立学校へ通学している場合は、長野市教育委員会総務課に直接申請してください。受けられる援助費は、①、③～⑦です。
- イ 生活保護を受けている場合は、修学旅行費のみ就学援助費の支給対象となります。それ以外は、生活保護費（教育扶助）から支給されます（就学援助の申請は不要）。
- ウ 就学援助は各費目相当額（定額又は実費）を支給する制度であり、学校納付金を免除するものではありません。
- エ 学校納付金に未納がある場合は、援助費を学校に直接支払うことや援助を打ち切ることがあります。
- オ 援助費支給後、市外転出やご家庭の状況が変わり就学援助受給世帯で無くなった場合、援助費をお返しいただくことがあります。

3 新規申請の手続き方法

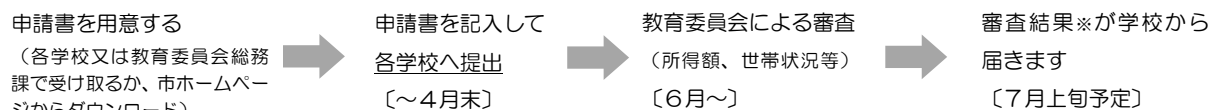
◇援助を希望される方は、各学校又は教育委員会総務課（市役所第1庁舎4階）で配付する就学援助申請書（1学校につき1部）に必要事項を記入の上、お子様の通学している小・中学校に4月末日までに提出してください。

※長野市ホームページからも申請様式をダウンロードできます。

【注意事項】

- ア 申請書の提出以降に世帯状況の変動（婚姻等）が生じた場合には、速やかに学校にご連絡ください。変動の内容によっては、再申請などの手続きが必要になります。
- イ 税の申告が必要な方は、必ず申請日までに手続きを済ませてください。
- ウ 本年1月1日時点で長野市に住民登録がなかった方は、6月中旬以降に1月1日時点の住所地の市区町村から本年度の課税内容証明書（18歳以上の世帯員全員分）を取得し、提出してください。

<手続きの流れ>（年度当初の場合）



※ 審査結果により 否認定 となった場合は、援助費の支給はありません。

◇年度当初に限らず、年度途中でも随時申請を受け付けています（最終期限：令和8年3月16日）。ご家庭の状況が変わった場合は、通学している小・中学校にご相談ください。ただし、申請時期に応じて援助対象期間や支給費目、金額が変わります（5月以降は毎月15日が締め切り）。

4 継続申請について

前年度に認定を受けていた世帯については、4月中旬に各学校から個別に継続申請のご案内がありますので、案内に沿って必要書類を提出してください。

※小学校入学前に新入学学用品費の支給を受けた場合やお子さんが市立中学校に進学した場合は、入学校から案内があります。

5 就学援助制度に関するお問い合わせ先

長野市教育委員会事務局総務課 学務担当（市役所第1庁舎4階）
電話（直通）：026-224-8597

長野市ホームページはこちら

右のQRコードを読み取り
または

長野市 就学援助 で検索



「放課後子ども総合プラン事業（児童館、児童センター、子どもプラザ等）」利用料減免のご案内

就学援助を受けている場合、放課後子ども総合プランの利用料が減免（減免割合2分の1）となります。
就学援助の申請をされた方は、減免申請書を利用施設または長野市こども政策課へご提出ください（既に令和7年度分の減免申請書をご提出いただいている方は不要です。）。なお、年度途中の場合、減免申請書をご提出いただいた月以降で、就学援助が認定になった月から減免が適用となります。ご不明点がございましたら、長野市こども政策課（026-224-6796）へお問い合わせください。